

平成 2 8 年 7 月 2 7 日

第 7 回 愛西市立小中学校適正規模等検討協議会
会議録

第7回愛西市立小中学校適正規模等検討協議会 会議録

開会日時 平成28年7月27日(水) 午後2時00分
閉会日時 平成28年7月27日(水) 午後3時30分
場 所 愛西市文化会館 3階 第2会議室

■ 出席委員

会長	伊藤 勝康
副会長	伊藤 正憲
副会長	千賀 浩司
委員	水谷 朋和
委員	原田 大栄
委員	森 智恵美
委員	山田 昭彦
委員	田中 智治
委員	宇野 明美
委員	中野 義治
委員	水谷 瀧男
委員	伊藤 尚美
委員	佐藤 有見子
委員	三輪 義治
委員	渡邊 佳子
委員	猪飼 常雄
委員	五島 直和
委員	中田 貴士

■ 欠席委員 なし

■ 事務局

教育長	加藤 良邦
教育部長	石黒 貞明
教育部次長	神田 直也
学校教育課長	田中 亮長
学校教育課課長補佐	森田 圭一
学校教育課主事	伊藤 公亮

■ 傍聴者 2名

■ 次第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議題

(1) 適正規模等基本計画の提案（案）の内容検討について

(2) 次回（第8回）協議会開催について

(3) その他、意見交換

4. 閉 会

【事務局】	ただいまから第7回愛西市立小中学校適正規模等検討協議会を始めます。 本日の欠席委員はございません。また、傍聴者2人いらっしゃいますので報告させていただきます。 はじめに会長の伊藤勝康様より挨拶をいただきます。
【会長】	(会長挨拶)
【事務局】	ありがとうございました。 次に、「3. 議題」でございます。ここからの議事進行は、伊藤会長にお願いします。
【会長】	では、次第に基づきまして議事を進行していきます。 なお、本日の議事録署名者は、猪飼常雄様と五島直和様にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。 今回は、事前に「愛西市立小中学校適正規模等基本計画の提案（案）」をお配りしておりましたが、委員の皆様にも事前配布した後に会長、事務局で再度検討し、文言等の微調整をしたものを当日配布資料として机上配布させていただきましたので、こちらの資料をご覧ください。まず説明をさせていただき、その後意見を出していただこうと思います。
【会長】	(当日配布資料について説明)
【委員】	八開中学校は部活で遅くなるため、近くでも自転車通学を認めています。市内の小学校で自転車通学を認めているところはあるのですか。
【会長】	現在のところありません。
【委員】	岐阜県海津市では小学生も自転車で登校していると聞きました。小学生の自転車登校ができれば、統廃合後もスクールバスの導入は無くても可能ではないでしょうか。
【会長】	資料5 ページ一番下で自転車通学のことに触れています。以前、議論の中で小学校高学年なら遠距離の場合は自転車で通学してもよいのではないか、というものがありましたので入れています。高学年が自転車通学になると、通学団が低学年だけになってしまうという問題もあります。このことについてご意見はありますか。

【委員】	高学年だけ自転車通学を認めてしまうと、低学年だけになり、一人通学が増えてしまうのではないのでしょうか。そうすると、途中まで親がついていくとか、見守りの方を増やしてもらうなどの対策をしないと、防犯の面で心配です。
【会長】	小学生の自転車通学については先進地の事例を検証し慎重に検討しなければならないと思います。 この協議会としては、自転車通学の拡大もひとつの考え方として提案していきたいと思います。
【委員】	適正配置の基準について、小学校 4 km・中学校 6 km以上はスクールバスを利用するという文言は入れない方がよいのではないのでしょうか。5 ページの (1) 基本的な考え方において「通学方法の多様化を推進する」という、方策についての記述がありますので、基準の中でkmによるスクールバスの利用を限定しない方が、計画を進めやすいのではないのでしょうか。小学生の自転車通学導入についても、低学年がスクールバスで通い、通学路の自転車利用の安全が確保されれば、高学年の自転車通学を導入するという選択肢が可能になるのではないかと思います。 次に、6 ページ (2) 適正配置の基準に「通学指定の変更」という学校選択の記述が出てくるのですが、統廃合により通学距離が長くなることで、近くの学校へ通いたいという声が増え、様々な問題が出てくると思います。
【会長】	ご意見としては、6 ページ (2) 適正配置の基準の中で「スクールバス等の利用」という文言を削ること、後半のなお書き以降を削ることによろしいのでしょうか。
【委員】	すべてを削るのではなく、通学指定の変更をスクールバス等の利用という文言に変えるほうが良いと思います。
【委員】	4 km・6 kmというのは適正配置の基準で、通学方法を指定するものではないため、記述は残した方がよいと思います。配置のための目安として距離が示してあるものだと思います。
【会長】	スクールバス等の利用についての記述はいかがでしょう。統廃合をした際に通学距離が遠くなる場合があるので、その場合はスクールバス等を利用したらどうかということでこの文言を入れております。 また、「通学指定の変更」についての記述は、現在の教育委員会でも通学距離によって通学指定の変更が認められているとのことですので、記述をいたしま

	した。
【委員】	後に出てくる《統合パターン1》では通学距離が4 km以内にはなりません。この場合に4 km以上はスクールバスを利用するという基準を作らない方が良いのではないかと思います。
【会長】	やはり、スクールバスの利用という文言は削った方が良いということでしょうか。「スクールバス等の利用も可能」という表現はいかがでしょうか。
【委員】	通学方法の基準と適正配置の基準は別であり、ここでスクールバスの利用基準を4 km以上と具体的に入れる必要があるのかなと思います。
【委員】	国庫負担の目安が4 km・6 kmですので、ここで明示することは問題ないと思います。
【委員】	適正配置の基準の目安として4 km・6 kmという基準を出しておかないと、どのような配置基準を設けたかというのが分かりづらいと思います。そのうえで、基準距離をこえる生徒に対してはスクールバスの利用もあるのではないかと思います。という提案だと私は理解しています。
【委員】	例えば、今まで1 kmで通っていた子が、統合後4 km通うことになった場合は、今までずっと4 kmで通っていた子とは状況が違ってきます。このことを考慮に入れて統合後のフォローをする場合に、この数字がネックになるのではないのでしょうか。
【委員】	(2) 適正配置の基準では「通学距離・方法」と書いてあるので、距離は4 km・6 km、方法はスクールバス等と記述しておくのが良いと思います。
【会長】	この部分は、適正配置の基準の中で、通学条件にも触れておきたいと思い記述してあります。配置の基準としては4 km・6 kmであり、それをこえた場合の通学についてはどうするのかをここで触れておかないと他の場所では記述ができないためです。
【委員】	配置の基準は小学生4 km・中学生6 kmとし、後段のなお書きにおいて通学条件をまとめて記述するのはいかがでしょうか。
【委員】	5 ページの最後に「スクールバス等の利用」とありますので、配置基準につい

	ては小学生 4 km・中学生 6 kmのみとするのはいかがでしょうか。
【会長】	では、配置基準については距離のみの記述で小学生 4 km・中学生 6 kmとし、なお書きは「なお、通学距離が基準内であっても児童生徒の心身の負担が大きいと判断される場合は、通学指定の変更や通学方法を弾力的に運用することができる。」とするのはいかがでしょうか。
【委員】	通学距離を小学生 4 km以内とすると、後の《統合パターン 1》はなくなってしまうのでしょうか。
【会長】	「概ね」ということなのでなりません。 この部分の記述についてはよろしいでしょうか。それでは、この部分は修正を加えます。 では次に「IV 学校の適正配置計画」(6・7 ページ) についてご意見はありますか。これまで様々な条件を考慮して議論してきたものを 3 パターンで示しております。
【委員】	学校適正規模の議論をしてきましたが、学童についての記述は載せるのでしょうか、それとも別のものとして考えるのでしょうか。
【会長】	「複合化」の中に含めて考えればよいと考えております。いわゆるコンパクトシティ、そこに行けば学校だけでなく幼稚園・保育園、福祉施設等があり、保護者はそこへ行けば用が足りるというものですが、学童もその施設に併設できればということで複合化という言葉の中に入るものです。
【委員】	5 ページ (1) 基本的な考え方に「(幼保)・小中一貫教育や複合化の視点を導入」とありますが、小学校が移動することで、幼保も一緒に移動するということでしょうか。
【会長】	最終的な目標としてはそうです。
【委員】	最近は私立も多いのでどうなっていくのかなと思います。
【会長】	確かにそういう問題はあります。目標ということで、現実的には難しいかもしれません。
【委員】	《統合パターン 1》に賛成ですが、場所をひとつにまとめるのは莫大な費用

	が掛かるため、今まである施設を活用し、学校は別々の場所でも良いと思います。ひとつの場所にまとめるには土地を取得し、そこへ新しい施設を建てることになるので、財政面でも難しいのではないのでしょうか。
【会長】	以前議論でも出ましたが、施設一体型ではなく施設分離型の小中一貫教育ということかと思います。新しい場所に学校をつくるのは莫大な費用が掛かるので、今ある土地、施設を活用して進めるのが良いのですが、新設の建設地は適正配置基準を考慮する必要があります。やはり、既存の学校用地・施設が利用できれば最良かと思います。
【委員】	適正化において、優先するのは距離でなく規模ですので、やはり学区の区割りを変更せざるを得ないのではないのでしょうか。
【会長】	以前の議論でも、佐屋・立田の学区、佐織・八開の学区を統合するという意見もありましたが、地域コミュニティーや子ども会等の問題を考慮すると、学区の変更は難しいということになり、加えて都市計画の田園ゾーン同士である立田・八開であれば、南北に長くてもその中で統廃合を考えるのが良いのではないかということで今まで議論を進めてきております。 7 ページ以降で他に意見はありますか。 では、この 3 つの統合パターンで教育委員会に提案をしていきたいと思いますが、次回協議会は 8 月の予定ですので、もしその他ご意見ありましたら、事務局宛にご意見を出していただければと思います。 最後の議題（4）次回の開催日程についてです。 （次回日程の調整）
【会長】	それでは、次回協議会は平成 28 年 8 月 24 日（水）の午前 10 時からとさせていただきます。 次回に向けまして、各委員の皆様には 1 週間前を目途に今回の協議を反映し、修正した基本計画の提案（案）を送らせていただきますが、8 月 10 日（水）までに事務局までご意見をいただければ修正に反映させるということにさせていただきます。
【事務局】	これで「第 7 回愛西市立小中学校適正規模等検討協議会」を終了いたします。長時間お疲れ様でした。